



お知らせ コーナー

優良運転者の更新時講習 鹿部会場廃止について

長年にわたり中央公民館において開催していただきました優良運転者の更新時講習について、参加者の減少及び講師確保の困難に伴い、今年度をもって廃止とさせていただきます。

なお、森町や砂原での更新時講習は継続して開催しますので、参加を希望される方は、森地区交通安全協会連合会事務局へお問い合わせください。

※お問い合わせ先

森地区交通安全協会連合会事務局
(森警察署内)
TEL・01374・2・01110

自殺予防パネル展のお知らせ

3月は自殺対策強化月間です。

渡島保健所ではパネル展を開催し、自殺に関する正しい知識や、自殺の危険を示すサイン、危険に気づいた時の対応方法等をご紹介します。自殺に関するご相談は最寄りの市町、渡島保健所で受け付けています。

1、開催日時

令和3年3月1日(月)から
3月5日(金)まで

2、開催場所

渡島合同庁舎1階道民ホール

※お問い合わせ先

渡島保健所健康推進課健康支援係
TEL・0138・47・9548

知っていますか？

道の「苦情審査委員」制度

道が行った業務や制度の内容を審査する制度が、「北海道苦情審査委員」制度です。

道の仕事に対する苦情を皆さんに代わって、苦情審査委員が公正で中立的な立場から、道の関係機関に対し、必要な調査等を行います。審査の結果、道の業務に不備な点や制度の問題があるときは、道の機関に是正や改善を求めます。個人情報保護にも十分配慮します。

皆さん自身の利害に関することで、道政に対する苦情があれば、お気軽にご相談ください。

○苦情申立の窓口は、道庁の「道政相談センター」か各総合振興局(振興局)の総務課です。

○苦情申立書の付いたリーフレットを用意しています。

○ホームページからでも申立書をダウンロードできます。

○申立方法は、苦情申立書に必要な事項を記入し、提出してください。郵送、ファックス、メールでも申立てができます。

※お問い合わせ先

北海道総合政策部知事室道政相談センター
TEL・011・204・5523

FAX・011・241・8181

各総合振興局(振興局)総務課

裁判所の手続案内について

裁判所では、裁判所の手続を利用しやすいものとするため「手続案内」を各裁判所の窓口で常時行っています。また、毎月1回森町に出張しての手続案内を行っています。

手続案内では、金銭、売買、土地・建物等の民事上の問題や夫婦、親子、親族等の家事関係の問題について、裁判所の訴訟や調停等の手続を利用するにはどうすればよいか、どのような書類等が必要か、どの裁判所に申立てをすればよいか等について説明、案内します。

手続案内を担当する職員は、予約受付により函館の裁判所から出張しますので、利用を希望される方は、日程表の予約締切日までに函館の裁判所に電話で予約申込みをしてください。

なお、裁判所の手続案内は、利用者が申立手続を円滑に行えるように、手続について案内したり、申立てにあたって必要な費用や添付書類等について説明しますが、「貸したお金を取り返すことができるか」、「離婚した方がよいか」、「養育費はいくらもらえるか」等といった法律相談や身上相談には応じることができませんのでご注意ください。



1、実施日時
毎月1回(日程表のとおり)
午前10時から午後4時まで

年	月	実施日	予約締切日	
令和3年	4月	16日(金)	9日(金)	
	5月	14日(金)	7日(金)	
	6月	11日(金)	4日(金)	
	7月	16日(金)	9日(金)	
	8月	20日(金)	13日(金)	
	9月	17日(金)	10日(金)	
	10月	15日(金)	8日(金)	
	11月	19日(金)	12日(金)	
	12月	17日(金)	10日(金)	
	令和4年	1月	21日(金)	14日(金)
		2月	18日(金)	10日(木)
		3月	18日(金)	11日(金)

2、実施場所

森町公民館1階「小会議室」
茅部郡森町御幸町132番地

TEL・01374・2・3479

3、予約方法

函館地方、家庭裁判所総務課に電話で、日程表の予約締め切り日までに「手続案内の予約」である旨告げて申し込んでください。(土日祝日を除く午前8時30分から午後5時まで)

4、担当者

函館地方、家庭、簡易裁判所の裁判所書記官

※お問い合わせ先

函館地方、家庭裁判所 総務課
TEL・0138・38・2372